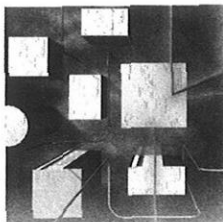


特集 ■ 税理士の新事業進出のポイント

税務訴訟における補佐人業務

税理士
長谷川 博



◆ Essence ◆

納税者の権利救済手続きのうち裁判手続きにおける補佐人としての税理士業務について、改正税理士法で導入された出廷陳述権（税理士法2条の2）にもとづき、税金の弁護士（タックス・ロイヤー）としての役割が明確となったことから、税理士の活動範囲が司法の分野でも期待されていることに焦点を当て、補佐人業務をするにあたっての心構えなど税理士像について考えてみる。

本稿では、まず税務訴訟手続きや審査請求の不服申し立てとの違いを概観し、さらに筆者の経験した事例を参考に課税要件事実認定と法的判断のあり方および納税者の代理人としての心構えなど私見を述べ、最後に現在の税務争訟制度における問題点についても論及する。

はじめに

裁判手続きは、簡単に言えば、原告および被告が裁判官に対して、要件事実の証明と法的裏づけの正当性を主張・立証を通して行う法律手

続きである。そして、裁判においては、法と証拠が重要な要素であり、如何にこれを説得力をもって示して行くことができるかが勝敗の決め手になってくる。

そこには、原告納税者側・課税庁側両当事者の事実認識の違いや見解の相違が当然に存しており、裁判手続きでは安易な妥協は許されない。それは、原告納税者の財産権の保護という基本的人権にも関係しており、憲法をはじめとする実体法律の解釈学と結びついて租税制度のあり方も問われることもありうる。

税務訴訟においては、課税要件事実の認定と租税法主義をはじめとする租税法解釈学の原則論が基本となって、主張・立証が行われることになる。

税務訴訟は、究極的な納税者の権利救済手続きであるが、一般的にいうと、納税者の権利救済制度は、課税処分前の事前救済手続きと課税処分後の事後救済手続きに分けられる。

税理士の代理業務として一般的に行われる税務調査手続き等は、事前救済手続きの代理行為であり、また、異議申立てや審査請求手続きは事後救済手続きの代理行為である。さらに、究極の事後救済手続きとして、裁判手続きにおける一種の代理業務として位置づけられる補佐人の出廷陳述権がある。

重要なことは、税務訴訟の対象となる争点からすでに税務調査等（あるいは申告時）の段階から存している場合が多いということであり、このことは、税理士の基本的業務である税務申告書作成および税務代理業務と不可分に関わっているということである。そして、税務調査等で立派に代理行為ができなければ、その後続く事後救済手続きが危うくなるとさえいえるのである。もっといえば、税務調査等の事前救済手続きで安易な妥協をしないで課税庁と対応できる姿勢が問われるのである。争うことを恐れて正当な主張や事実関係と法律の適用に関する主張を放棄（修正申告）したら事後救済の途は閉ざされてしまうからである。

また、事後救済手続きにおいては、行政争訟制度（不服申立てと税務訴訟を総称していわれる。）の大きな問題ではあるが、執行不停止の原則（行政不服審査法34、行訴法25）があることから、争訟を提起しても徴税の執行は停止されないということである。

さらに、税務に関する訴訟は、通常の民事訴訟の内容と異なる部分が多く、特に会計処理や税務事実の認定、税法の解釈等については税務に関する専門家である税理士の助力が必要な場合が多いのが通常である。

したがって、納税者の立場からは、税務訴訟を提起する場合、訴訟前置制度である不服申立ての代理を行った税理士または別の不服申立てに精通した税理士とよく相談し、税理士を補佐人として選任することの有益性を判断するとともに、連携する訴訟代理人には税務訴訟を経験している弁護士を選択することが望まれる。

本稿では、納税者の権利救済手続きのうち裁判手続きにおける補佐人としての税理士業務について、改正税理士法で導入された出廷陳述権（税理士法2条の2）にもとづき、税金の弁護士（タックス・ロイヤー）としての役割が明確となったことから、補佐人業務をするにあたっての心構えなどについて考えてみたい。

本稿の論述方法として、まず税務訴訟手続きや審査請求の不服申し立てとの違いを概観し、さらに筆者の経験した事例を参考に課税要件事実認定と法的判断のあり方および納税者の代理人としての心構えなどについて私見を述べ、最後に現在の税務争訟制度における改善すべき問題点についても論及したい。

本稿が、今後税理士の補佐人業務にあたって有益な参考資料となれば幸いである。

1 税務訴訟手続きの概要

ここでは税務訴訟の典型的な課税処分の取消しを求める税務訴訟手続き（行訴法3②、7）の概要を記してみる。

1 訴えの提起

訴えの提起は、訴状を正副本2通作成し、裁判所に提出して行う（民訴法133①）。訴状には、①当事者および代理人の表示、②請求の趣旨、③請求の原因、④作成者の署名または記名捺印、⑤作成年月日、⑥事件の表示、⑦付属書類の表示、⑧裁判所の表示についての事項を記載する（民訴規2）。

なお、平成15年改正民事訴訟法では、「訴えの提起前の証拠収集」にかかる規定が設けられた（民訴法132の2～132の9）。

2 訴訟費用

訴えを提起するには、訴訟物の価額（訴額）に応じて算出される額の手数料を納付しなければならない。訴訟物の価額は、原則として、原告が訴えで請求する利益額によって算定する（民訴法8①、なお、民訴費4⑦）。

3 訴状の審理と送達

訴状を受理した裁判所は、事件を担当する裁判官が訴状の審査を行い、それが適式であれば、訴状の謄本（副本）を被告（税務署長等）に送

